

# こんなこと 決めました！

2015年  
9月定例会  
9月9日～  
9月25日

教育委員会委員を同意



住所 持留284番地

氏名 溝口信男 氏（66歳）

陳情1件を全会一致で採択

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について

陳情者 大崎町仮宿1772番地11 今吉孝志 氏

意見書を全会一致で可決

手話言語法制定を求める意見書

※次の要望事項を記載した意見書を、内閣総理大臣に送付いたしました。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される」と定められました。音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるという趣旨から陳情されたものです。

趣旨

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてしまった長い歴史があつた。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。